

「新しい歴史教科書をつくる会」の「教科書」を憂慮する教育関係者の声明

「戦後の歴史教育は自虐史觀に塗りつぶされている」と主張して、自民党や財界の一部からの強力な支援や産経新聞などのキャンペーン報道によって、「新しい歴史教科書をつくる会」（会長：西尾幹二氏、以下、「つくる会」という）が一九九七年に結成されました。この会は、西尾幹二著『国民の歴史』や西部謙著『国民の道德』を、「つくる会」編纂教科書の「バイロット版」として大量配布し、他社教科書への攻撃とともに大々的に宣伝しました。そして同会は昨年、中学校社会科の歴史教科書と公民教科書の検定を申請しました。

検定の過程では、この教科書に批判的意見を持つていた審議委員が産経新聞紙上で非難され、結局、この委員は「つくる会」や自民党的の圧力によって更迭されました。そして、この教科書は「合格の可能性」（朝日新聞二月二一日付）があると報じられています。二〇〇二年度から使用する中学校教科書の採択のための手続きは事実上すでにすすめられています。発行者や「つくる会」は検定申請中の「白表紙本」のコピーを学校訪問して配布したり、テレビで示して宣伝しました。

折しも、教育改革国民会議は、その「報告」のなかで、「(政府は)教育基本法の見直しに取り組むことが必要」、「道徳・人間科、人生科などの教科を設ける」、「奉仕活動を全員が行なうようにする」などとし、現内閣はこれを推進し、憲法・教育基本法制定を根底からくつがえそうとしています。

このような状況の中で「つくる会」の教科書をめぐる動向は、憲法・教育基本法にむとづく教育にとって大きな障害となるもので私たちにはこれを看過することはできません。

「つくる会」の歴史教科書には、「神武天皇のすすんだとされるルート」を地図入りで示すとともに、「神武天皇即位の日」を「太

陽曆になおしたのが二月十一日の建国記念の日」とするなど、神話があたかも事実であるかのように記した学問的検証に耐えない叙述がたくさんあります。また、「大東亜戦争」はアジア解放のための戦争であったとし、「大東亜共同宣言」（一九四三年）は国連総会の「植民地独立付与宣言」（一九六〇年）と同趣旨であるとするなど、歴史学研究の成果を踏まえず、国際認識からもかけ離れた内容となっています。

「つくる会」の公民教科書には、明治憲法について「国民には多くの権利や自由が保障され」たものであり、「アジアで初の近代憲法として内外とも高く評価された」とする一方、現行憲法については「憲法の解釈によれば、わが國は集団的自衛権を行使できないという意見があり、それが国際協力の障害にもなっている。そのため、日本国憲法九条の表現そのものを改正する必要が強く唱えられている」、「(国連平和維持軍や多国籍軍への自衛隊の参加など)日本国憲法がその障害になつてゐる」など、憲法改正論がことさらによく強調されています。

また、国旗・国歌については「尊重・保護」が根柢の説明もなく所与の前提とされ、日本の青年海外協力隊員のケニアにおける失敗談が紹介されています。それは国旗降納時刻の笛の合図に直立不動の姿勢をとらなかつたことから、兵隊にライフル銃を突きつけられたという内容です。日の丸・君が代への「尊重」に疑問をさはさむことが一切許されないかのような記述となっています。これは一九九九年の「国旗・国歌」法案の国会における審議で、「各人の内心まで立ち入って国旗・国歌に対する思いを強調するものではない」、「教育の中で正確に、日の丸の歴史とそして君が代が生み出されてきた歴史、また一時期これがめがめられて使われた歴史、そういうものをきちっと教える」とによって学校現場の教育が生かされ、それが民族のアイデンティティーとな（る）（国会答弁　いづ

れも野中は「内閣官房長官・当時」との見解にちがひ添わないものであります。

検定の結果、個々の記述がどのようになるかは不明ですが、基調は変わらないと考えられます。

一方的な観念を教え込み、学問的成果を全く踏まえない「つくる会」の教科書は、教科書に適しないと悟わなければなりません。

11001年3月1日

へよびかけ人（五十音順）

梅原利夫（和光学教授）

大田 勇（東京大学名誉教授）

柿沼昌芳（全国高等学校教育法研究会）

神田 修（九州大学名誉教授）

小林 和（民主教育研究所事務局長）

佐賀 浩（法政大学教授）

柴田義松（日本教育方法学会代表理事）

鈴木英一（名古屋大学名誉教授）

土屋基規（神戸大学教授）

中野 光（教育学研究者）

浪本勝年（立正大学教授）

橋本紀子（女子栄養大学教授）

堀尾輝久（中央大学教授）

丸木政臣（和光学園）

三上昭彦（明治大学教授）
森田俊男（平和・国際教育研究会）
山住正己（前東京都立大学総長）
和田典子（男女平等をすすめる教育全国ネットワーク世話人代表）

「将来的には学校単位の採択の実現に向けて法的整備を含めて検討していくという必要があるとの観点に立ち、採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善について、フォローアップを図りながら都道府県の取組みを引き続き促す」

現在、各学校では新学習指導要領の施行を前に教育課程の編成作業がすすめられています。この取り組みが、未来を担う子どもたちを育てる重要な責務として自覚され、意欲的にすすめられようとしているとき、肝心の教科書が各学校の教育課程編成と無関係に決められてしまうことは教育条理に反することです。教師の自主性を尊重した教科書の採択が行なわれなければなりません。

以上、教育の研究・実践に携わる私たちは、「つくる会」による

歴史と公民の教科書と、それを採択させるための異常な動きに対し深い憂慮を以てして表明し、国民、教育関係者のみなさんへ強く訴えるものです。

事務局：民主教育研究所・小林和
〒102-0084 東京都千代田区一番町12-1

TEL 03-3261-1931 fax 03-3261-1933 E-mail office@minken.jp.org

「加害の記述を後退させた歴史教科書を憂慮し、政府に要求する」

大江健三郎氏ら17氏が発表した声明（全文）

現在、2002年から使用される教科書が文部省の検定を受けています。中学校の歴史教科書の検定申請本（白表紙本）としては、「従軍慰安婦」のもののが提出されていました。これの歴史教科書をつくる会編集のものが提出されていました。これは歴史教科書の多くは、次の世代に歴史の真実を伝えるのに不適当であり、また1980年代に外交問題にまでなった教科書以上に、近隣諸国民の対日本屈辱を深めるおそれがあることを考へ、私たちは憂慮いたません。

そこで私たちは、日本政府と教科書作成関係者の姿勢に見られる重要な問題点を指摘して世論に訴えるとともに、現在進行している検定について、政府と関係者が、次のように再検討を行ふことを要求します。

第一に、新聞報道などによれば、従来の7社の検定申請本の近現代史部分において、「従軍慰安婦」に関する記述が4社のものから姿を消す、「三光作戦」が7社から1社になり、また「731部隊」の記述をなくし、「侵略」という言葉を「進出」その他に替えるものがあるなど、加害の記述を大幅に後退させる傾向が、ふとたび現れています。

中でも、「従軍慰安婦」については、近年、他の地域での戦争や内戦における女性の人権侵害とともに、これを「戦時性暴力」として犯罪とみなす新たな国際法の形成が進んでいます。また「731部隊」については、生物・化学兵器の危険への新たな国際的関心を反映して、米国政府が、最も秘密に扱ってきた押収資料の公開を決定しています。申請本が、扶桑社版の検定するには、植民地支配と侵

「のめり」日本が犯したことになります。私たちが知り得たといふ世界周知の事実として、21世紀に国際社会の法秩序づくりを論じる際に普及を避けられないものであり、もし日本の次世代が正確な知識を持つていなければ、国際社会の一員としての資格を失くすことになります。それにもかわらず、これを教科書に記述しないとすれば、それは、これらの事実の重要性だけでなく、その存在そのものを否定あるいは軽視する」とあります。未だに日本国民を育成する道を誤るものに外なりません。

以上の理由により、私は、「これらの歴史的事実の記述の復活と適正化を強く求めます。

第二に、私たちが重大視するには、扶桑社版の検定で、第一次の申請本は、「韓国併合」について、朝鮮民族の意志に反して強制された殖民地支配が甚大な損害と苦痛をあたえ、根強い民族的抵抗を招いた事実を無視していました。また中国への侵略戦争について、日本は中国を侵略したのではなく、戦争にまぎこまれたに過ぎないかのような記述でした。さらに太平洋戦争は、「自存自衛」と、アジアを欧米による支配から解放して「大東亜共栄圏」を建設するためのものであるとし、あたかもそれが正義の戦争であつたかのように書かれています。

このような歴史認識には、日本の植民地支配と侵

争が、アジアの諸国民に損害と苦痛を与えた事実の正確な認識も、それに対する誠実な反省と謝罪の姿勢も見られません。

その上、最近の報道によれば、この教科書の執筆者は、文部科学省がつけた37ヶ所にもおよび検定意見をすべて悉くだといつてあり、これは、検定合格のために、自説を大きく曲げることも辞さないといふ姿勢です。教科書は、周到な学問的検討と教育的配慮とに基づいて書かれるべきものであり、このような便宜主義的な対応もまた、執筆者の学問的な見識と誠実さなどを疑わせるものです。

さらに、報道された修正版は、あいまいな表現で部分的に修正したに過ぎない点で問題を残しているだけではなく、日本の加害行為について記述していない点があるなど、意味でも、教科書として認められるものではないと私は考えます。

以上の趣旨を考慮し、私たちは、文部科学省が、こうしたあいまいで不誠実な修正を合格しないことを要求します。

第三に、私たちは、今回の教科書申請本にたいして、アジア諸国を中心とする国際的批判があるというだけの理由で、上述の要求をするわけではありません。

周知のように、日本政府は、1980年代に「教科書問題」が外交問題になつたとき、教科書検定に「近隣諸国条項」を設けました。また一つの五年計画1981年1月15日、閣議決定にもとづき、総理談話を発表しました。そこでは、「多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」といふことを認めたところと、これ

検定申請本について憂慮を表明するには、単に、対外的配慮だけによるものではありません。したがって、この意

思は、過去の事実を隠蔽し、一面的に自国を美化する歴史観にもとづいており、多様な歴史観の出版物が刊行されないと、私は、アシアで、また国際社会で、信頼を得て生きて行くための知識と感受性を行くのです。

しかし、教科書作成について述べた日本人を生み出す」といふことは、自由が認められておらず、政府による検定制度が存在する以上、今回のようないい申請本を教科書として認めることに外ならず、そうした国際的責任回避するのであれば、それは政府による検定制度そのものと矛盾しているのであり、政府の教科書検定は廃止されるべきだと言わざるを得ません。

その際、私たちは、どんなに自分に不利であり、つらいことであっても、眞実を直視するという誠実な態度と強烈な精神とを次の世代に培うことが、教育の根幹をなすと確信し、そのためにも、教科書が、日本の侵略と植民地支配による加害を率直に認識するものであることを要求します。

第四に、私たちは、日本が言論・表現の自由を認めている以上、多様な歴史観の出版物が刊行されると、は、当然許容されるべきだと思います。

また、今回の教科書問題をめぐる内外の議論で大きな障壁となつたのは、申請本の内容や修正意見を含む、検定の過程が、一切秘密にされてるという事実です。およそ民主主義国であれば、政府の決定にかかる情報が最大限に公開されなければなりません。その上、教科書の内容の決定は、日本全国の未来

の世代に影響を及ぼす、国民の重大な関心事です。それが、国民に秘密のうちに決定されると云うのは、到底許されることはありません。

したがって、私たちは、

文部科学省教科書執筆者

および出版社が、検定の経

過を、そのつど遅滞なく公

表して透明性を高めること

を強く求めます。

わいに、上述のようにき

わめて問題の多い、政府に

よる検定制度を今後も続けるべきかを含めて、教科書

の作成・採択をこのように

教科書づくりの制度に改め

ていくことを要求します。

2001年3月16日

荒井信一（駿河台大学教授）

井出孫六（作家）

井上ひさし（作家）

入江昭（ハーバード大学

教授）

鵜飼哲（一橋大学教授）

大石秀野（写真家）

大江健三郎（作家）

金子勝（慶應大学教授）

小森陽一（東京大学教授）

坂本義和（東京大学名誉教授）

佐藤学（東京大学教授）

東海林勤（日本基督教団牧師）

隅谷三喜男（元東京女子大学教授）

高橋哲哉（東京大学助教授）

樋口陽一（早稲田大学教授）

三木睦子（元首相夫人）

鴻口雄三（大東文化大学教授）

